

風連町・名寄市合併協議会

第12回基本項目等検討小委員会

日 時：平成16年10月22日(金)

午後3時より

会 場：名寄市民文化センター視聴覚室

保健福祉専門部会調整案

生きがい活動通所支援事業

資料 1-p1

介護保険の対象にならない閉じこもりがちな高齢者等に対し日常生活訓練や趣味活動の支援サービスを実施し、社会的孤立感の解消や要介護状態になることを予防する当事業は、新市においても必須事業であり、下記により統一を図りながら継続する。

- 調整方針 -

- 1 実施の方法が社会福祉協議会への委託と直営で差があるが、新市においては一つの組織となるため、そのことに伴い統一される。
- 2 利用料金について若干の差があるが、介護保険の報酬額から算出された名寄市の例を基本に新市において統一する。

外出支援サービス

資料 1-p2

地域に居住する高齢者や身体障害者(児)の通院通所の交通手段を確保し、健康増進と福祉向上を目的とする本サービス事業の考え方の基本は両市町で差がないため、新市においても引き続き実施する。

- 調整方針 -

- 1 外出支援サービス事業については引き続き道の補助制度を利用しながら継続する。
- 2 利用料金については一部負担を原則に新市において統一する。

軽度生活援助事業・生活管理指導事業

資料 1-p3

高齢者の福祉向上を目的とする本サービス事業は、風連町と名寄市で選択している道の補助メニューに一部違いがあるが、新市においても引き続き実施する。

- 調整方針 -

- 1 両市町が選択している補助メニューは、新市においても引き続き実施する。

軽度生活援助事業(除雪サービス事業)

資料 1-p4~5

両市町とも高齢者等の冬期間の生活安全確保を目的として北海道の補助事業を利用し実施しているため、新市においても引き続き実施する。

- 調整方針 -

- 1 名寄市は除雪業者による機械除雪、風連町は高齢者事業団による手作業による除雪と内容に差があるため、名寄市の事業内容に として風連地区のみを対象とした手作業による玄関前等生活通路の除雪を加える。
- 2 料金体系に同じく風連地区のみを対象として 市民税課税世帯1,000円と市民税非課税世帯500円を加える。

高齢者交通費助成制度

資料 1-p6

名寄市だけの制度で高齢者が老人クラブ活動や通院のために利用する交通機関がバス及びJRに限られる70歳以上を対象に乗車回数券を交付する事業で風連町では制度化していないため、下記により調整する。

- 調整方針 -

新市における交通状況を勘案し、新市において総合的見地から検討する。

敬老事業

資料 1-p7

両市町とも高齢者の労苦に報い長寿を祝福し敬老思想の普及と老人福祉の向上のために実施している基本的な考え方に相違はないため、新市においても引き続き実施する。

- 調整方針 -

- 1 風連町72歳以上1,000円、名寄市75歳以上2,000円と交付額・対象年齢に差があるため新市において統一する。

在宅介護支援センターについて

資料 1-p8~9

現在風連町には基幹小規模型(1箇所)名寄市には基幹型(1箇所)地域型(2箇所)が設置されている。新市においては統一することを基本に次により調整する。

- 調整方針 -

- 1 厚生労働省の方針により「在宅介護支援センター」から「地域包括支援センター」への移行案等が示され、今後、介護、福祉の制度が2005年度以降大きく変化する可能性があり、合併準備期間中に新たな制度も視野に入れ充分協議を重ね、新市においては新制度として統一していく。

介護保険低所得者利用負担軽減対策補助、介護保険料の減免

資料 2

軽減対策のうち道費補助事業の共通する一部を除き、相違のあるもの、また、名寄市が単独で実施している各種減免措置については、新市において共通の事業とするため次の調整を行う。

- 調整方針 -

- 1 利用者負担軽減対策の道費補助事業のうち名寄市のみが実施している社会福祉法人減免については新市においては両市町同じ取扱いとして引き続き実施する。
- 2 名寄市が実施している単独事業の介護保険サービス利用者負担額助成措置事業は、上記の社会福祉法人減免と同様に、新市においても継続する。
- 3 名寄市が実施している単独事業の介護保険料の低所得者減免制度については平成17年度で終了し、それ以降は国の制度として実施される予定であるので、新市においてはその制度により統一の基準で新たに実施する。

現在、両市町で実施している各種健康診査、精密健康診査については自治体必須業務であり、一部に対象や料金に違いのある点については次により調整し引き続き実施していく。

手数料は、公平負担の原則から統一する必要がある。

- 調整方針 -

- 1 妊婦・乳児・1歳6か月児・3歳児に関する精密健康診査については妊婦以外は相違がなく引き続き実施する。風連町で対象としている妊婦については、通常の妊婦検診で対応できているため対象からはずすことで統一する。
- 2 対象や検査項目の一部に違いのある各種がん検診については、両市町の受診状況を分析した上で合併時に統一する。
- 3 個人負担の相違については、委託先を統一する等して、極力増加させないことを基本に適正額を設定し統一する。
- 4 高齢者のインフルエンザワクチン助成事業について、名寄市は平成13年度から制度周知の意味もあり助成額2,000円としていたが、実施後5年を経過することから新市においては風連町の例により助成額1,000円に統一する。